

令和7年度

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 「歳末たすけあい地域福祉募金」受配事業
地域福祉活動助成金 のしおり



一 趣 旨

荒川区内的での様々な地域福祉活動の発展をとおして、「誰もが安心して暮らし続けられる街」をめざすために、住民等が行う地域福祉活動に対し、歳末たすけあい地域福祉募金の一部を財源として、必要な資金の助成を行います。

二 助成対象団体

地域福祉活動助成の対象は、区民が主体となり、次の各号のいずれかの活動を、主に区内で行う団体、グループ（以下「団体等」という。）であり、且つ、本会の事業や活動等を理解し、これに協力する等、地域福祉を推進する者としてします。

- (1) 地域社会に貢献する地域福祉活動など
- (2) 障がいや疾病など何らかの生活課題を抱える本人やその家族が中心となり相互扶助などを行う活動
- (3) その他、特に本会会長（以下「会長」という。）が認める活動等

2 前項に定める団体等が複数集まって協働で活動に取り組む場合も、本助成の対象とします。

三 助成対象とする活動

地域福祉活動助成の対象とする活動及び経費は、別表1（中面記載）のとおりとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は助成の対象となりません。

- (1) 主たる活動範囲が区外である活動
- (2) 営利を目的とした活動
- (3) 特定の政治的、思想的又は宗教的な目的を持って行う活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 反社会的な活動
- (6) その他、会長が助成することが適当でないとする活動

四 令和7年度助成予算総額 900,000円

五 審査及び結果

地域福祉活動助成審査会にて厳正なる審査の上、令和7年7月中旬に結果を発表します。また、

各申請団体には、直接通知します。

六 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、団体の活動概要や申請内容を説明する資料を添え、荒川区社会福祉協議会／荒川ボランティアセンターへ郵送または直接持参の方法で申請してください。

七 応募受付期間 令和7年4月1日（火）～6月10日（火）

※郵送の場合は、必着

※持参の場合は、6月10日（火）午後4時30分 まで

八 応募・問合せ先

荒川区社会福祉協議会 荒川ボランティアセンター「地域福祉活動助成金」係
〒116-0003 荒川区南千住1-13-20 TEL 03 (3802) 3338 FAX 03 (3802) 3831

※日曜・祭日休

《申請上の留意点》 ※必ずお読みください。

- ★申請は1グループ・団体につき、年間1件のみ有効です。
- ★助成対象となる事業・活動区分、対象経費、上限額等をご確認ください。
※申請される事業の内容や規模によっては自己負担金が発生します。
- ★パソコン、タブレット等の汎用性の高い備品購入は原則対象外となります。
- ★申請書類は原則として返却いたしません。申請内容については、応募前に用紙をコピーされるなど、各グループ・団体にて控えをお取りください。

◎申請の前に下記まで電話またはメールにてご連絡いただき、必ず事前相談にお越しくください。

◆「地域福祉活動助成金」個別相談

日時：お電話いただき、相談日時を決めさせていただきます。

場所：荒川ボランティアセンター

内容：申請希望の内容、申請書の書き方 など

申込：荒川ボランティアセンターへ電話、FAX、メールにて

TEL 03 (3802) 3338 FAX 03 (3802) 3831

E-mail : vorasen@arakawa-shakyo.or.jp

別表1

助成対象事業・活動区分		活動内容の例示	助成基準額 (円)	助成上限額 (円)	助成率並びに助成額
①地域福祉の普及・啓発活動	ア. 一般の方を対象とした場合	●講演会や講習会、学習会の開催（団体構成員を講師とする場合は対象外）	60,000	45,000 (60,000)	●事業予算のうち、助成対象経費と助成基準額の4分の3と比較して少ない方の額 ●ただし、以下に該当する場合は、事業予算のうち助成対象経費と助成基準額の4分の4と比較して少ない方の額 i) 事業の立ち上げ後1年未満の団体等が実施する場合 ii) 複数の団体等が協働で実施する場合
	イ. 団体内の講習会等の場合	●地域福祉活動を広報するためのリーフレット等の発行	20,000	15,000 (20,000)	
②地域福祉に関する調査・研究・報告活動		●報告書の発行、報告会の開催	60,000	45,000 (60,000)	
③地域での助け合い活動や地域の福祉課題に対応する各種福祉活動		●困りごとを抱える人の見守りや支え合い ●多世代の人の交流の場や若者等の活躍の場づくり ●何らかの生きづらさを抱える人への支援 ●その他、地域で必要とされる新たな福祉活動、支援活動など	140,000	105,000 (140,000)	

【助成金の算定方法】

- ・対象経費の総額に助成率を乗じて助成金の額を算定する。
- ・助成の対象とする活動について、他の機関からの助成を受けている場合又は本会の行う他の助成を受けている場合は、当該助成金の合計額を対象経費から控除した額をもとに助成額を算定する。
- ・助成金の額は、上記の算定により得られた金額の千円未満を切り捨てた額とする。
- ・助成金の額は、助成対象活動ごとに定められた上限額を超えることはできない。
- ・事業決算額が予算を下回った場合、決算額で算出された助成額との差額は返還が必要となる。

例：会場使用料・付帯設備経費7万円、講師謝礼2万円、花束代1万円で、一般の方々を対象とした講演会を計画し、設立3年が経過した団体が本助成金に申請する場合、花束代は助成対象外なので、助成対象経費予算は90,000円(C)、助成率が4分の3(E)のため助成金上限額は45,000円(F)

C > Fのため、助成金は45,000円

助成金45,000円、自己資金55,000円 となります。

※なお、別表1の i) または ii) に該当した場合は、次の表の下段のようになります。

【助成額算出表】

総事業費	助成対象外経費	助成対象経費	助成基準額	助成率	助成金上限額	助成額(CとFで少ない額)	自己負担額
A	B	C=A-B	D	E	F	G	H=A-G
100,000	10,000	90,000	60,000	3/4	45,000	45,000	55,000
100,000	10,000	90,000	60,000	4/4	60,000	60,000	40,000



荒川区社会福祉協議会 荒川ボランティアセンター

〒116-0003 荒川区南千住1-13-20

TEL 03 (3802) 3338 FAX 03 (3802) 3831 ※祝祭日休

E-mail : vorasen@arakawa-shakyo.or.jp

<https://www.arakawa-shakyo.or.jp/>